

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月19日
【会社名】	窪田製薬ホールディングス株式会社
【英訳名】	Kubota Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役会長、社長兼最高経営責任者 窪田 良
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
【電話番号】	03-6550-8949
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 深井 未来生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
【電話番号】	03-6550-8949
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 深井 未来生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	第28回新株予約権 その他の者に対する割当 3,100,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,623,100,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、新株予約権が全て当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額の合計額です。行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2022年8月19日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、記載事項の一部に誤記がありましたので、記載事項の誤記を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(ただし、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)

1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」については、_____ 罫を省略しております。)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	100,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	3,100,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、本新株予約権1個当たりの発行価額に100,000を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個につき31円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.31円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2022年8月19日(金)から2022年8月26日(金)までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。以下同じ。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が31円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年9月5日(月)から2022年9月12日(月)の間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	窪田製薬ホールディングス株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
払込期日	2022年9月5日(月)から2022年9月12日(月)までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
割当日	2022年9月5日(月)から2022年9月12日(月)までの間のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店

(注)1. 窪田製薬ホールディングス株式会社第28回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2022年8月12日(金)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(中略)

5 本新株予約権に係る条件の決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本日「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トプラインデータを発表」を公表していることから、かかる公表により、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、かかる株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。そこで、これらの公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トプラインデータを発表」の公表を織り込むために要する日数としては、4取引日から9取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から5取引日から10取引日後にあたる、2022年8月19日から2022年8月26日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はなされません。

6 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日の発行決議に際して、発行決議日の直前取引日の終値等を前提として算出された発行価額が、本新株予約権1個当たり31円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日公表がなされている「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トプラインデータを発表」(以下「トプラインデータに関する2022年8月発表」といいます。)に伴う株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として31円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が31円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された31円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である31円を下回って決定されることはありません。

7 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

上述のとおり、本日公表がなされているトプラインデータに関する2022年8月発表により、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。本新株予約権の下限行使価額は、かかる株価への影響の織り込みと資金調達の蓋然性を重視しつつ、既存株主の利益への配慮のバランスを図る観点から、条件決定基準株価(下記「(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義します。以下同じです。)の50%に相当する金額に設定されています。したがって、本日以降条件決定日までに株価の上昇が生じた場合、上昇した株価(条件決定基準株価)が下限行使価額の基礎となり、本日(発行決議日)の直前取引日の東証終値(下記「(2)新株予約権の内容等」の「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義します。)を基準とするときに比して、資金調達の蓋然性を確保しつつ、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させることによって株価への影響の軽減を図ることが可能となると考えております。他方で、これらの市場による受け止め方いかんによっては株価の下落が生じる場合もあるところ、本日以降条件決定日までに株価の下落が生じた場合、下落した株価(条件決定基準株価)が下限行使価額の基礎となり(この場合、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の東証終値の50%を下回ることとなります。)、本日(発行決議日)の直前取引日の東証終値と条件決定基準株価を比較してより高い方の株価を基準とするときに比して、資金調達の蓋然性が高まると考えております。

<訂正後>

発行数	100,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	3,100,000円
発行価格	新株予約権1個につき31円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.31円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年9月5日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	窪田製薬ホールディングス株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
払込期日	2022年9月5日(月)
割当日	2022年9月5日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店

(注)1. 窪田製薬ホールディングス株式会社第28回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については2022年8月12日(金)付の当社取締役会及び2022年8月19日(金)付の当社取締役会において発行を決議しております。

(中略)

- 5 本新株予約権に係る条件の決定を一定期間経過後に行う理由
本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。
しかし、当社は、発行決議日付で「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トプラインデータを発表」を公表していることから、かかる公表により、発行決議日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、かかる株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。そこで、これらの公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はなされません。
- 6 本新株予約権の発行価額の決定方法
下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日付の発行決議に際して、発行決議日の直前取引日の終値等を前提として算出された発行価額が、本新株予約権1個当たり31円という金額です。
しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日付で公表がなされている「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トプラインデータを発表」（以下「トプラインデータに関する2022年8月発表」といいます。）に伴う株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、発行決議日付の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として31円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が31円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、発行決議日付で決定された31円のままいたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である31円を下回って決定されることはありません。
- 7 本新株予約権の下限行使価額の決定方法
上述のとおり、発行決議日付で公表がなされているトプラインデータに関する2022年8月発表により、発行決議日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。本新株予約権の下限行使価額は、かかる株価への影響の織り込みと資金調達の蓋然性を重視しつつ、既存株主の利益への配慮のバランスを図る観点から、条件決定基準株価（下記「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義します。以下同じです。）の50%に相当する金額に設定されています。したがって、発行決議日以降条件決定日までに株価の上昇が生じた場合、上昇した株価（条件決定基準株価）が下限行使価額の基礎となり、発行決議日の直前取引日の東証終値（下記「(2) 新株予約権の内容等」の「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義します。）を基準とするときに比して、資金調達の蓋然性を確保しつつ、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させることによって株価への影響の軽減を図ることが可能となると考えております。他方で、これらの市場による受け止め方いかんによっては株価の下落が生じる場合もあるところ、発行決議日以降条件決定日までに株価の下落が生じた場合、下落した株価（条件決定基準株価）が下限行使価額の基礎となり（この場合、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の東証終値の50%を下回ることとなります。）、発行決議日の直前取引日の東証終値と条件決定基準株価を比較してより高い方の株価を基準とするときに比して、資金調達の蓋然性が高まると考えております。

（２）【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。以下同じ。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の94%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定義する。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 割当日の翌営業日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各修正日に、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限 10,000,000株（2022年6月30日現在の発行済株式総数48,862,288株に対する割合は20.47%（小数点以下第3位を四捨五入））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,383,100,000円（発行決議日の直前取引日の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの金額。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者の保有者（以下「本新株予約権者」という。）（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
（中略）	
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定基準株価」という。）とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p>
（中略）	
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,753,100,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。）</p> <p>（注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>

（中略）

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

(中略)

<当社パイプラインの現状>

デバイス	詳細	デザイン及び プロトタイプ	臨床試験及び 製品開発	承認・認証 510(k)	support	
ウェアラブル近視メガネ	クボタメガネ				MVA* ニューヨーク州立大学 タフリン工科大学	
在宅・遠隔眼科医療用網膜モニタリング機器 PBOS: Patient Based Ophthalmology Suite	超小型モバイルOCT (網膜、光干渉断層撮影機器)					
	NASA宇宙飛行士 モニタリングデバイス				NASA 有人火星探査 プロジェクト	
低分子化合物	適応症	前臨床	第1相	第2相	第3相	support
エミクススタト塩酸塩	増殖糖尿病網膜症					

*MVA: Manhattan Vision Associates/Institute for Vision Research

遺伝子治療など、早期研究段階にある医薬品、医療機器プロジェクトについては、
当社グループのパイプラインチャートには掲載せず、運営進捗があり次第掲載開示をいたします。

(中略)

(2) 資金調達方法の選択理由

(中略)

本新株予約権の主なメリット

(中略)

- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと

(中略)

() 下限行使価額が条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されること

(中略)

本新株予約権の主なデメリット

本新株予約権には、主に、下記のデメリットがありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

(中略)

- ・ 本新株予約権の下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。

(中略)

(3) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、割当予定先に対し、行使期間を割当日の翌営業日から2024年9月5日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

(中略)

- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初は条件決定基準株価に設定されますが、割当日の翌営業日以降本新株予約権の各修正日の直前取引日の東証終値の94%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されますので、修正後の行使価額がかかる下限行使価額を下回ることはありません。

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。以下同じ。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の94%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定義する。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 割当日の翌営業日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各修正日に、行使価額は修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 下限行使価額は、81円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限 10,000,000株（2022年6月30日現在の発行済株式総数48,862,288株に対する割合は20.47%（小数点以下第3位を四捨五入））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 813,100,000円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者の保有者（以下「本新株予約権者」という。）（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、162円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,623,100,000円</p> <p>（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達の目的

（中略）

< 当社パイプラインの現状 >

デバイス	詳細	デザイン及び プロトタイプ	臨床試験及び 製品開発	承認・認証 510(k)	support	
ウェアラブル近視メガネ	クボタメガネ				MVA* ニューヨーク州立大学 ダブリン工科大学	
在宅・遠隔眼科医療用網膜モニタリング機器 PBOS: Patient Based Ophthalmology Suite	超小型モバイルOCT (網膜、光干渉断層撮影機器)					
	NASA宇宙飛行士 モニタリングデバイス				NASA 有人火星探査 プロジェクト	
低分子化合物	適応症	前臨床	第1相	第2相	第3相	support
エミクススタ塩酸塩	増殖糖尿病網膜症					

*MVA: Manhattan Vision Associates/Institute for Vision Research
遺伝子治療を含めた早期研究段階にある医薬品、医療機器プロジェクトについては、
当社グループのパイプラインチャートには掲載せず、適宜進展があり次第情報開示いたします

（中略）

（2）資金調達方法の選択理由

（中略）

本新株予約権の主なメリット

（中略）

- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと

（中略）

（ ）下限行使価額が81円に設定されること

（中略）

本新株予約権の主なデメリット

本新株予約権には、主に、下記のデメリットがありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

（中略）

- ・ 本新株予約権の下限行使価額は81円に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。

（中略）

（3）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、割当予定先に対し、行使期間を割当日の翌営業日から2024年9月5日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

（中略）

- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初は162円に設定されますが、割当日の翌営業日以降本新株予約権の各修正日の直前取引日の東証終値の94%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は81円に設定されますので、修正後の行使価額がかかる下限行使価額を下回ることはありません。

（後略）

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,753,100,000	17,500,000	2,735,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額である3,100,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額である2,750,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した仮定の金額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、発行決議日の直前取引日における終値を当初行使価額であると仮定し、かかる仮定の当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用約1百万円、登記費用約9.5百万円、弁護士費用約7百万円等です。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,623,100,000	17,500,000	1,605,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額である3,100,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額である1,620,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用約1百万円、登記費用約9.5百万円、弁護士費用約7百万円等です。

(2)【手取金の使途】

<訂正前>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
医療機器の営業・マーケティング費用	200	2023年1月 ～2023年12月
医療機器の研究開発・製造資金	1,635	2023年1月 ～2025年12月
運転資金	900	2023年1月 ～2025年12月

(中略)

上記具体的な使途の内容については以下のとおりです。

(中略)

医療機器の研究開発・製造資金

上記_に記載のクボタメガネやPBOSの開発に関し、当社は、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。今後は、主に米国、日本及び台湾において、製造から販売・配送、アフターケアまでのプロセスにおけるトラブルシューティング及びマーケットフィットの検証を目的としてソフトローンチを行い、よりマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次開発に着手する予定です。これらの研究開発・製造資金には、複数の試作機のデザイン・製造及び個別部品の品質向上等の継続的な投資が必要であり、クボタメガネの研究開発費用を優先しつつPBOSの研究開発費用も含め、医療機器の研究開発・製造資金として2023年1月から2025年12月にかけて約1,635百万円を今回調達する資金から充当する予定です。

(後略)

<訂正後>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
医療機器の営業・マーケティング費用	200	2023年1月 ～2023年12月
医療機器の研究開発・製造資金	505	2023年1月 ～2025年12月
運転資金	900	2023年1月 ～2025年12月

(中略)

上記具体的な使途の内容については以下のとおりです。

(中略)

医療機器の研究開発・製造資金

上記_に記載のクボタメガネやPBOSの開発に関し、当社は、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。今後は、主に米国、日本及び台湾において、製造から販売・配送、アフターケアまでのプロセスにおけるトラブルシューティング及びマーケットフィットの検証を目的としてソフトローンチを行い、よりマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次開発に着手する予定です。これらの研究開発・製造資金には、複数の試作機のデザイン・製造及び個別部品の品質向上等の継続的な投資が必要であり、クボタメガネの研究開発費用を優先しつつPBOSの研究開発費用も含め、医療機器の研究開発・製造資金として2023年1月から2025年12月にかけて約505百万円を今回調達する資金から充当する予定です。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、トップラインデータに関する2022年8月発表を公表しております。仮にかかる公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだうえで本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価(275円)、当社株式のボラティリティ(47%)、予定配当額(0円)、無リスク利子率(0.1%)、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向(市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること)等について一定の前提(資金調達需要が発生している場合には当社による停止指示が行われないこと、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。)を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金31円としました。

なお、当社監査委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、トップラインデータに関する2022年8月発表を公表しております。仮にかかる公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだうえで本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該機関は、両時点の本新株予約権の価値について、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向(市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること)等について一定の前提(資金調達需要が発生している場合には当社による停止指示が行われないこと、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。)を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、当該評価の結果を踏まえて、発行決議日時点の本新株予約権1個あたりの払込金額として、発行決議日時点における評価結果と同額である金31円と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2022年8月19日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個あたりの払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額である金18円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個あたりの払込金額を金31円と決定しました。

なお、当社監査委員会も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等が

ら、監査委員会全員一致の意見として赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は
割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。